

釜石市監査委員告示第3号

令和4年3月4日付け釜石市監査委員告示第1号をもって公表した令和3年度定期監査の結果の報告における指摘事項について、市長から措置を講じた旨通知されたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月31日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 山崎 長 栄

令和3年度定期監査（下期分）

（市長からの措置状況報告書）

監査結果 (指摘事項等の内容)	監査結果に基づき 講じた措置
<p>建設部都市計画課、産業振興部商工観光課、保健福祉部高齢介護福祉課</p> <p>補助金の交付手続は、申請書類等の確認や審査を十分に行う必要があるが、書類の一部で記載漏れ、記載誤りが認められたほか、申請は事業の代表者により行われるべきところ事務局からの申請で手続きされている事例が見られたことから、補助団体への適正な指導と職場内でのチェック機能の向上に努めるべきであると事務処理の適正化を求めた。</p> <p>また、継続的な補助事業で定額等補助としている場合、補助団体の活動状況や補助金交付対象経費の支出状況を把握して適切な補助金の算定に努めるとともに、必要に応じて補助金交付要綱の改善を図るよう改善を求めた。</p>	<p>事業担当者のみならず、課内で書類の確認や審査を行う組織的なチェック体制を構築するとともに、補助事業者に不備のあった書類の再提出や事務手続きの是正を求めるなど、補助事業者への監督指導を徹底していくこととする。</p> <p>また、補助事業者の活動実態や補助事業の執行状況の把握に努め、適切な補助金額の算定や適正な補助対象経費の算出が可能となるよう、必要に応じて補助金交付要綱の見直しを事業担当課にて検討していくこととする。</p> <p>職員一人ひとりが基本的な事務処理の再確認を行うとともに、組織的な取組として事務の改善を図り、不適切な事務処理の再発防止に繋げていくこととする。</p>